

2 児童扶養手当・特別児童扶養手当

. 2 . 3 . 児童福祉問題懇談会

児童福祉問題懇談会報告

(58 . 12 . 26 .)

当懇談会は、本年3月9日に発足して以来、15回にわたり審議を行い、次のとおり報告をとりまとめたので、この趣旨に沿って速やかに関係省庁間で検討を行い、所要の措置を講じられたい。

1. 戦後、我が国は飛躍的な経済的發展を遂げ、豊かな社会を実現したが、その間、核家族化をはじめとする家族構造の変化、人口の都市集中、婦人の社会参加の進展等に伴い、児童をとりまく環境は大きく変化し、

これに対応して児童福祉施策も、制度、予算の両面にわたり拡充を遂げてきた。

しかしながら、今後、急速に人口の高齢化が進むとともに、これまでの社会保障の拡大を支えてきた社会的、経済的背景が変化していること等を考えると、社会保障全般にわたり自立自助の促進、社会的公正の確保、施策の効率化・総合化等の観点から見直しを行うべき時期に来ているといえよう。こうした認識に立って、児童福祉面についても、年金、医療等の他の社会保障の分野との関連、金銭給付と福祉サービスとの連携、子に対する両親の養育責任等に留意しつつ、施策の総合的な見直しを行い、今後の児童数の減少、家庭機能の低下等が進む中で、次代を担う児童の健全な育成に努めていくことが、ますます必要となっている。

このような観点から、当懇談会としては、これまで幅広く児童福祉施策の制定・発展の経緯、その現状と役割について検討を行い、その一環として児童扶養手当について審議を重ねてきた。

2. 児童扶養手当制度は、制度発足時の経緯からこれまでの母子家庭に対する年金制度の補完として機能してきたが、制度発足から20年以上を経過した今日、年金制度の成熟とともに、母子福祉年金の受給者は激減する一方で、離婚についての意識、態様等の変化に伴い、その件数は年々著しく増加し、児童扶養手当の受給者は急増を遂げ、財政負担も巨額になっている。

他方、母子家庭が自立していくための環境は、婦人の就労機会の増大、保育所の整備、貸付金制度の拡充等、大幅に改善されている。また、離別した夫の子に対する扶養義務等離別母子家庭と死別母子家庭とは必ずしも同一に論ずることができない面があること等、制度の再検討が要請されるに至っている。

3. このような背景から、児童扶養手当制度の抜本的な見直しが必要であると考えますが、新しい制度は従来の母子福祉年金の補完的機能から離れ、児童福祉施策の

体系の中での役割を明らかにし、次のような考え方に立って、母子家庭の生活の安定と自立の促進を図り、もって児童の健全育成に資することを目的とする福祉施策としての独自の役割を担うべきであると考えます。

両親の子に対する養育責任を前提としながらも、母子家庭の経済的困難を援助する。

母子家庭の離別に伴う生活の激変を緩和し、その自立促進を図る。

母子家庭の児童の養育費の一部を援助することにより、一般家庭の児童と同様な健全育成を図る。

この場合、新制度の仕組み・内容については、年金等他制度の改正の動向、国、地方を通ずる現下の財政状況等を考慮の上、さしあたり、母子家庭の実態を踏まえつつ、次の諸点に留意することが必要である。

児童の年齢を考慮の上、手当の支給について有期的な考え方を導入すること。

手当の金額及び所得制限については、年金とは別に、対象者の必要度を考慮した妥当なものとし、その際、例えば、段階的な仕組みを導入すること。

離別した場合であっても親は子に対する扶養義務を有するものであり、それを前提とした仕組みとすること。

なお、対象者の実態をより適確に把握し、適正かつ効率的な事務処理を確保しうる方途を検討するとともに、新制度の性格及び内容に即した費用負担の在り方をも検討することが必要な課題であると考えます。

4. 新制度の実施に当たっては、母子福祉資金の貸付制度の拡充等関連施策の在り方について検討するほか、本制度と児童手当制度との関連についても、今後考慮していくことが必要であると考えます。

5. 特別児童扶養手当制度については、児童扶養手当制度について述べてきた趣旨をも踏まえつつ、その在り方について検討を行うことが必要であると考えます。